

## 1 わくわくプラザ事業の実施経過及び概要

■実施経過 ※平成10年改正児童福祉法により「放課後児童健全育成事業」として法定化  
○留守家庭児童事業（～平成14年度）

こども文化センタークラブ室及び小学校敷地内に設置された留守家庭児ホール等において、保護者の就労により適切な監護を受けられない市内在住の小学校1～3年の児童に対し生活指導を行いその健全育成を図る事業。（平成14年4月時点 直営96か所、委託19か所、合計115か所実施）

○わくわくプラザモデル事業（平成12年10月～平成15年3月）

「川崎市青少年プラン」に基づく「小学校施設を活用した児童の健全育成事業」のモデル事業として、7小学校において実施。

○わくわくプラザ事業（平成15年度～）

すべての小学生を対象に、保護者の就労のいかんに関わらず、放課後の児童の安全な居場所の確保と、地域の人々との関わりを求め、児童も大人もともに生き、ともに育ち合う場を創造することを目的とする。  
（平成26年4月現在 市立小学校113校に開設。開設場所の小学校に在学または学区内に在住する小学校1年生から6年までの児童を対象とする。） **放課後児童健全育成事業を包含した事業として実施**

※ わくわくプラザの他、放課後児童健全育成事業者として、市に対し第二種社会福祉事業の届出を行っている民間事業者・・・17か所（H26.6.1現在。事業者一覧は別紙のとおり）

## 2 国の「放課後子どもプラン」について

■平成19年度、国が文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策である「放課後子どもプラン」を創設。

【放課後子供教室と放課後児童クラブの主な違い】

	放課後子供教室	放課後児童クラブ
事業の対象	地域の子ども全般	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童
事業の趣旨	地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。	授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る。
実施場所等	基本的には小・中学校等の学校施設を活用（地域の実情に応じて公民館等の社会教育施設等も活用） 基準面積等についての基準は特にない。	小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の外、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用 放課後児童クラブガイドラインにより、児童1人あたりおおむね1.65㎡、児童が静養できるような専用区画を設けることが「望ましい方向」として示されている。

本市の「わくわくプラザ事業」を国の「放課後子どもプラン」に位置づけ、文部科学省「放課後子供教室」と厚生労働省「放課後児童健全育成事業」を一体的に実施。

⇒ わくわくプラザにおいてプラザ室に専用区画を設け、児童の生活の場の確保に配慮しながら、保護者の就労のいかんを問わず、すべての児童を受け入れ、児童数の増加に伴う狭あい等にも対応を図ってきた。

## 3 子ども・子育て支援新制度における放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- 児童福祉法の改正により放課後児童健全育成事業の対象児童の年齢が「おおむね10歳までの児童」から、「小学校に就学する児童」に拡大された。  
⇒川崎市は、既にわくわくプラザにおいて小学1年生から6年生を対象として実施している。
- 「子ども・子育て関連3法」により、これまで「ガイドライン」による「望ましい基準」であった放課後児童健全育成事業にかかる設備及び運営の基準について、国の政省令に基づき市町村が条例により定めることとなった。
- 政省令で示されている基準のうち、配置する職員の数及び資格については「従うべき基準」、その他については、「参酌すべき基準」とされている。
- 民間の事業所については、放課後児童健全育成事業を実施するにあたり、事前の届出が必要になる。

## 4 新制度への移行に向けた課題

### (1) 専用区画について

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第9条  
「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）」を設けること。  
専用区画の面積については児童1人あたりおおむね1.65㎡以上でなければならない。

【現行の考え方】

【わくわくプラザ室】  
＜専用区画＞  
全児童（留守児＋一般児）

現行は、ガイドラインにより、プラザ室を区切ることで放課後児童健全育成事業としての専用区画を確保しながら、全児童を受け入れている。  
しかし、今後は基準条例において、放課後児童健全育成事業の利用児童数（留守児）に応じた専用区画の確保が求められることから、**現行のわくわくプラザ事業との整合を図る必要がある。**

### (2) 職員の数及び資格と支援の単位について

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条

- ・放課後児童支援員（有資格者）の数は、支援の単位（児童の数はおおむね40人以下）ごとに2人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。
- ・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。

・保育士の資格を有する者 ・社会福祉士の資格を有する者 ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ・高等学校等を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有すると文部科学大臣が認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・大学、大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を修めた者 ・外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を修めた者 ・高等学校卒業者等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長村長が適当と認めたもの

- ・放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。（利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない）
- ・支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とする。

経過措置 附則第2条

- ・施行の日から平成32年3月31日までの間、放課後児童支援員の資格について、都道府県知事が行う研修を「修了した者」とあるのは、「終了した者（平成32年3月31までに終了することを予定している者を含む）」とする。

現在は、わくわくプラザの専任としてスタッフリーダー、チーフサポーター、サポーターが配置されているが、わくわくプラザの運営の現況と整合性を図りながら、基準に則り職員配置を行う必要がある。

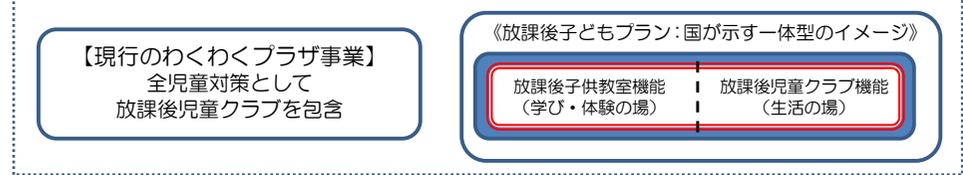
### (3) 民間の放課後児童健全育成事業者への対応

- ・現に市に届け出をしており、事業を実施している施設で今後定める条例基準に満たない施設への対応
- ・放課後児童健全育成事業者として市に届出した民間事業者に対する支援のあり方について

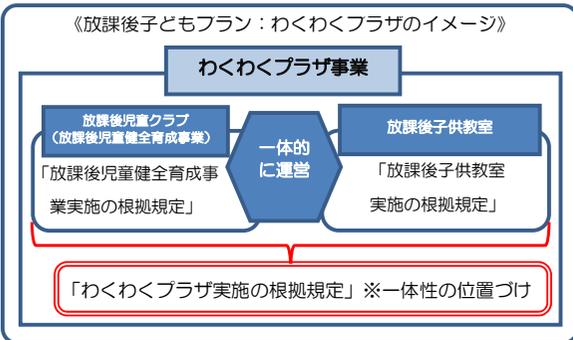
## 5 課題への対応に対する基本的な考え方

◎本市わくわくプラザ事業の継続的、安定的な運営を行うため、

- (1) 事業の位置づけの明確化を図る。(2) 事業に必要なスペースの確保(拡張等)を図る。  
 (3) 開所時間の延長について検討を行う。



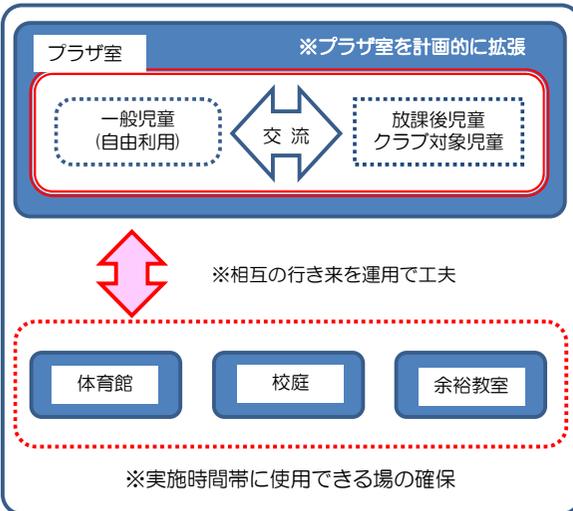
### (1) 事業の位置づけの明確化



◎子ども・子育て支援新制度開始に伴い、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める。

◎条例化により、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室それぞれの位置づけ、そして、両事業を一体的に運営するわくわくプラザの位置づけについて、根拠規定を明確化する手法について検討していく。

### (2) 必要なスペースの確保(拡張等)



◎プラザ室内に放課後児童クラブの専用区画を確保し、放課後児童健全育成事業の児童1人あたりの基準面積(1.65㎡)を確保する。

◎放課後児童クラブ対象児童及び一般児童の支援に支障をきたさないよう、わくわくプラザの1人当たりのスペースについて、放課後児童健全育成事業の基準に準じた面積を確保する。

◎全わくわくプラザの施設の状況に応じ、学校との調整による余裕スペースの確保または増改築工事等により基準面積を確保し、狭隘化への対応を図る。

## 5 課題への対応に対する基本的な考え方(つづき)

### (3) 開所時間の延長の検討

平成25年度実施のニーズ調査において、開所時間の延長を求める意見があったことから、土曜日及び夏休み等の長期休業期間中における朝の開所時間拡充等について、実施時間帯等の分析や職員体制、学校管理上の課題を整理し、また、現在実施している利用者向けアンケート調査の結果も踏まえながら、次期指定管理の仕様書等の見直しに向け検討を行う。

## 6 スケジュール

7月			8月			9月		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
			児童福祉審議会					児童福祉審議会
						パブリックコメント期間		
						指定管理者・民間事業者への説明		
学校との調整(必要なスペースの確保)								
10月			11月			12月		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
パブリックコメント結果とりまとめ						議会で条例議案審査(市民委員会)		
学校との調整(必要なスペースの確保)								

# 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

## 1 趣旨

■「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（「子ども・子育て支援法整備法」）により、児童福祉法第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされた。

■これまで放課後児童健全育成事業については特段の定めはなく、「放課後児童クラブ運営ガイドライン」が放課後児童健全育成事業のあるべき水準として示されており、自治体ごとに多様な形態で運営されていた。

■市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（従うべき基準）とし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの（参酌すべき基準）とされた。

## 2 検討中の条例の概要

### （1）最低基準の目的と一般原則

#### 《①最低基準の目的》

■市町村が条例で定める基準（最低基準）は、利用者が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

#### 《②最低基準の向上》

■市町村長は、その管理に属する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（放課後児童健全育成事業者）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

■市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

#### 《③最低基準と放課後児童健全育成事業者》

■放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

■最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

#### 《④放課後児童健全育成事業の一般原則／参酌すべき基準》

■放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。

■放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

■放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

■放課後児童健全育成事業者はその運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

■放課後児童健全育成事業を行う場所（放課後児童健全育成事業所）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

#### 《本市の考え方》

◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

### （2）職員

#### 《①一般的要件／参酌すべき基準》

■放課後児童健全育成事業において、利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

#### 《②職員の知識及び技能の向上等／参酌すべき基準》

■放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

■放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

#### 《③放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数／従うべき基準》

■放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。（従うべき基準）

■放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。（従うべき基準）

■放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。（従うべき基準）

- ・保育士
- ・社会福祉士
- ・高等学校等を卒業した者等であって2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- ・大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより大学院への入学が認められた者
- ・大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

■支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。（参酌すべき基準）

■放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いたもの又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。（従うべき基準）

#### 《④経過措置／従うべき基準》

■この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了したもの」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること

#### 《本市の考え方》

◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

### (3) 設備

#### 《①設備の基準／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。
- 専用区画等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。
- 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

#### 《本市の考え方》

- ◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。  
ただし、条例施行時に基準を下回っている施設については、基準に沿った面積を確保していくため、当面の間経過措置を設けることとする。（経過措置の具体的内容については調整中）

### (4) 開所時間等

#### 《①開所時間及び日数／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。
  - ・小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
  - ・小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

#### 《本市の考え方》

- ◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

### (5) その他運営基準

#### 《①非常災害対策／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をすよう努めなければならない。
- 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は定期的にこれを行わなければならない。

#### 《②利用者を平等に取り扱う原則／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いはしてはならない。

#### 《③虐待等の禁止／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

#### 《④衛生管理等／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

#### 《⑤運営規定／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかななければならない。
  - ・事業の目的及び運営の方針
  - ・職員の職種、員数及び職務の内容
  - ・開所している日及び時間
  - ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
  - ・利用定員
  - ・通常の事業の実施地域
  - ・事業の利用に当たっての留意事項
  - ・緊急時等における対応方法
  - ・非常災害対策
  - ・虐待の防止のための措置に関する事項
  - ・その他の事業の運営に関する重要事項

#### 《⑥放課後児童健全育成事業者が備える帳簿／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかねばならない。

#### 《⑦秘密保持等／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

#### 《⑧苦情への対応／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者児童健全事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

#### 《⑨保護者との連絡／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

#### 《⑩関係機関との連携／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援にあたらなければならない。

#### 《⑪事故発生時の対応／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### 《本市の考え方》

- ◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。各項目の詳細については別途定める。